新型コロナウイルス感染症発生時における診療継続計画

医療機関名：

本計画は当院「新型コロナウイルス感染症に関する院内対策会議」により　　　年　　月　　日に作成されたものである。

**Ⅰ　基本方針（未発生期からの対応）**

１．新型コロナウイルス感染症発生時の診療継続方針

新型コロナウイルス感染症の地域未発生期、地域発生早期においても、新型コロナウイルス感染症の患者が当院にも受診する可能性があることを認識する。

また、地域医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療をうけられる体制を確保し、診療を継続するために本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。

流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請をもとに適宜本計画を変更する。

なお、診療に従事する当院職員の安全と健康に十分に配慮する。

２．新型コロナウイルス感染症対策に関する院内対策会議の設置

新型コロナウイルス感染症に関する院内対策会議メンバー

|  |  |
| --- | --- |
| 議長  職種：　　　　　　　氏名： | 副議長  職種：　　　　　　　氏名： |
| 職種：　　　　　　　氏名： | 職種：　　　　　　　氏名： |

３．意志決定体制

○新型コロナウイルス感染症の発生時における診療体制及びその縮小等については、対策会議で検討し議長である院長が決定する。

○院長が事故などで不在のときは、　　　　がその代理を務める。

○意思決定に必要な最新の情報については、国、県、市町村、医師会等からの通知などを参考にする。（各ＨＰ参照）

○入手した情報は速やかに職員に周知する。

４．業務優先度（新型コロナウイルス感染症発生時の縮小・休止業務、重要業務の継続方針）

　　Ａ＜高　い＞：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務

　　Ｂ＜中程度＞：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務

　　Ｃ＜低　い＞：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる診療業務

|  |  |
| --- | --- |
| A | 外来診療、在宅診療 |
| B | 緊急を要しない検査、予防接種等 |
| C | 健診、健康教育等 |

※院長が新型コロナウイルス感染症に罹患し診療業務に従事できない期間は、休診とする。

５．地域感染期における対応可能な職員リスト作成（具体的継続業務を勘案）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 氏名 | 住所 | 連絡先（電話等） | 通勤経路 | 徒歩通勤の可否 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

６．院内職員連絡網の作成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 氏名 | 住所 | 連絡先（電話等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

７．必須医薬品、感染対策用品等のリスト作成（在庫管理の徹底）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 商品名 | 定数在庫 | 使用期限 | 取扱業者 | 備考  購入日、使用頻度、優先度など |
| **必須医薬品** | | | | |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 迅速診断キット等 |  |  |  |  |  |
| **感染対策用品** | | | | |  |
| サージカルマスク |  |  |  |  |  |
| N95マスク |  |  |  |  |  |
| ゴーグル |  |  |  |  |  |
| 手袋（プラスチック） |  |  |  |  |  |
| 手袋（ニトリル） |  |  |  |  |  |
| 擦式手指消毒剤 |  |  |  |  |  |
| フェイスシールド |  |  |  |  |  |
| ガウン |  |  |  |  |  |
| キャップ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

８．感染対策

○新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、院内感染対策マニュアルを見直す。

○患者と職員の安全確保のため、新型コロナウイルス感染症に対する知識、個人防護具の正しい使用方法等の研修を行う。

**Ⅱ　地域発生早期の対応**

１．診療体制（別添[①](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\１県医作成ポスター.pdf)、[②](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\２新型コロナウイルスを防ぐには.pdf)、[③](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\３新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために.pdf)、[④](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\４相談・受診の目安.pdf)参照）

○当院の診療体制をホームページ、院内掲示等で地域住民に周知する。

○院内感染防止のため、受診者・利用者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、当院での受診の流れ（入り口を分ける）など来院者向けにわかりやすく院内の入り口に掲示する。

２．新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への対応

（１）外来等での対応（別添[⑤](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\５（追加）流行地域について.pdf)、[⑥](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\６帰国者・接触者相談センターへ相談後のフロー.pdf)、[⑦](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\７医療機関における新型コロナウイルス感染症の対応について（その２）.pdf)参照）

○新型コロナウイルス感染症が疑われる患者から問い合わせがあった場合、帰国者・接触者相談センター（電話　　　　　　　　　　　　　）を紹介する。

○受付で帰国者・接触者外来を受診すべき患者だと判断した場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接種者外来を受診するよう伝える。

○新型コロナウイルスに感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は　　　　保健所に連絡し、追加の確定検査の要否について確認する。

○新型コロナウイルスに感染している可能性が高いと考えられる患者は、可能な範囲で他の患者と接しない状況下で待機させ、　　　　保健所に連絡する。

（２）通院患者

* 1. 慢性疾患患者への対応準備

○慢性疾患患者をリストアップし、(a)従来通りの頻度で診療すべき患者、(b)地域感染期において受け入れ能力を調整する必要が生じた際に診療間隔を延期できる患者に区分する。

* 1. 医療機関における電話による健康等相談の準備（別添[⑧](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\８医療機関における電話による健康等相談について.pdf)参照）

○慢性疾患等を有する定期受診患者が受診した際には、新型コロナウイルス感染症様症状を呈した場合の対処法等をあらかじめ聴取し、患者の希望を記録しておく。

**Ⅲ　地域感染期の対応**

１．新型コロナウイルス感染症患者への対応（別添[⑨](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\９医療施設等における感染拡大防止のための留意点について.pdf)、[⑩](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\10（差し替え）新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A（第６版）.pdf)参照）

○医療機関入り口および窓口等に院内掲示物等で周知する。（別添[①](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\１県医作成ポスター.pdf)参照）

○軽症者を中心に、新型コロナウイルス感染症の患者の診療を行う。重症化が考えられる患者については、早急に　　　　　病院を紹介する。

○通常の院内感染対策に加え、待合室・診察室において新型コロナウイルス感染症の患者とその他の患者とを可能な限り時間的・空間的に分離するなどの対策を行う。

○新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を空間的・時間的に分離する。

２．定期通院患者への医療提供の確保

1. 慢性疾患患者の地域感染期における診療

○病状が安定し長期処方が可能な患者への長期処方を実施する。

○在宅診療継続のための訪問頻度や回数を調整する。

○在宅診療について連携している　　　　医院と往診患者のリストを共有し、地域における在宅診療の継続について努める。

○ファクシミリ処方を開始することを検討する。（別添[⑪](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\11新型コロナ　電話、情報通信機器等の取扱い.pdf)参照）

○医療機関における電話による健康等相談の準備（再掲）（別添[⑧](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\８医療機関における電話による健康等相談について.pdf)参照）

1. その他

○優先業務を決定する。

３．職員への対応（別添⑧参照）

（１）職員の健康管理と安全確保

○職員への感染予防のため、必要に応じ個人防護具を適切に使用する。

○手指衛生をはじめとして科学的根拠に基づく適切な感染対策を行い、万全を期す。

○職員等が新型コロナウイルスに感染したと疑われる場合は、速やかに院長に連絡する。

（原則として職員本人が感染した場合は病気休暇（病休）として取り扱う。家族等が感染した場合で本人への感染が強く疑われる場合は、院長の判断で休ませる。）

（２）職員体制の見直し

＊下記はあくまでも参考として表示。

○診療所の機能維持のために、職員の児の学校の臨時休校・要看護者発生時等の職員欠勤時対応について逐次検討する。

○地域発生早期以降、地域の流行状況や重篤度に応じて優先診療業務（Ａ～Ｃ）について検討し、当院の職員体制を見直す。

（３）地域住民/通院患者への情報周知

1. 通院患者への情報周知

○新型コロナウイルスに罹患した際の療養方法、手指衛生、咳エチケット、感染対策用品（マスク、手袋）の使い方等、感染拡大防止対応を通院患者に周知する。（別添[⑫](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\12感染対策チラシ.pdf)、[⑬](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\13感染対策チラシ２.pdf)参照）

○当院における新型コロナウイルス感染症患者の診療方針を院内掲示等により周知する。

（別添[①](file:///C:\2019年度\感染症\新型コロナウイルス\新型コロナ診療継続計画（最終案）\１県医作成ポスター.pdf)参照）

（４）事務機能の維持

○各種物品の調達や医療機器のメンテナンスの確認、一般電話対応等、診療業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。

○臨時職員、業務委託会社の職員も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要な対応を優先的に行う。

○外部委託している業務については、新型コロナウイルスの地域感染期の対応について当院の受託業者と事前に対応を打ち合わせする。

○新型コロナウイルス感染症流行の動態は常に最新の情報を得るようにする。（各ＨＰ参照）

（参考）

○厚生労働省ホームページ：感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本医師会ホームページ：新型コロナウイルス関連感染症

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\_corona/009082.html

○国立感染症研究所ホームページ：新型コロナウイルス関連情報

https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html

○和歌山県医務課ホームページ：【県内医療機関の皆様へ】新型コロナウイルスに関連した肺炎について

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00203267.html

○和歌山県健康推進課ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00203179.html

○和歌山県医師会ホームページ：感染症情報

http://wakayama.med.or.jp/doctor/infection/

（和歌山県医師会作成：R2.3.5）

※添付資料については現時点での参考資料であるため、各ＨＰを参照の上、適宜、最新情報に更新して下さい。